

日立市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 3 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

第 1 号被保険者の保険料率の軽減に係る規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

## 日立市介護保険条例の一部を改正する条例

日立市介護保険条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「令和元年度及び」を削り、「22,200円」を「17,800円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「37,100円」を「29,700円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「43,000円」を「41,500円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。